

判決年月日	平成18年2月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成17年(行ケ)第10406号		
<p>特許発明の引用発明との対比における容易想到性を否定して特許無効審判請求を不成立とした審決を，出願当時の周知技術から認定した技術水準を考慮し，両発明の実質的な相違点は認められないとして取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項 123条1項2号

本件は，被告を特許権者とする「金属のりん酸塩皮膜化成処理前の表面調整用前処理液及び表面調整方法」の特許につき，原告が特許無効審判を請求したところ，特許庁が特許発明の引用発明との対比における容易想到性を否定して，同請求は成り立たないとの審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

本判決は，審決が，特許発明と引用発明との相違点として，「本件発明1では，上記2価もしくは3価の金属のリン酸塩粒子について，その粒径を『5 μm以下』に特定しているのに対して，甲第1号証(引用例1)には，当該粒径の記載が見あたらない点」を認定して容易想到性を否定したのに対し，出願当時の周知技術を認定した上，「以上認定の周知技術を総合すると，本件出願当時，2価もしくは3価の金属のリン酸塩粒子の粒径を『5 μm以下』とし得ることは技術常識であったものと認められる。したがって，この技術水準を前提とすれば，引用発明1に接する当業者は，格別の思考を要するまでもなく容易に，リン酸塩皮膜化成処理の前処理液に含まれる2価もしくは3価の金属のリン酸塩について，『微細に分散させた』との記載から，当該リン酸塩の粒子の粒径が5 μm以下のものを含むと理解し得るのであるから，引用発明1には，当該リン酸塩の粒子の粒径が『5 μm以下』のものを包含した技術内容が開示されているものというべきである。」と判示し，両発明の実質的な相違点は認められないとして，審決を取り消した。